

## 第三次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業

### Q & A (R5. 12. 22)

#### 目次

事業の基本事項について.....	- 1 -
期間中の値上げについて.....	- 1 -
申請手続について.....	- 2 -
周知について.....	- 2 -
値引きの方法及びその表示方法について.....	- 3 -
間接補助事業の対象者について.....	- 4 -
対象の一般家庭等について.....	- 4 -
実績報告について.....	- 6 -
補助金の支払いについて.....	- 7 -
補助金額について.....	- 7 -

## 事業の基本事項について

○ 本事業の目的や趣旨は。

- ・ 電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、栃木県内の約6割、約56万世帯等が使用しているLPガスについても、その料金が高騰していることを受け、一般家庭等の負担軽減を目的に実施するものです。

○ 値引き額1,650円（税込）はどのように設定したのか。

- ・ 栃木県における一般家庭の平均使用量（下期11.5 m<sup>3</sup>）に対する高騰分（令和3年8月比）の25%として、県が算出、設定した額です。
- ・ 国の電気・都市ガスの支援額が半額になったことに併せて、LPガスの補助率をこれまでの半分としている。

○ 事務局窓口の連絡先は。

- ・ 「栃木県LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター」となります。  
専用電話：028-689-9912  
専用FAX：028-689-9913  
平日9：00～16：30（土日・祝日、年末年始を除く）  
※事務局は一般社団法人栃木県LPガス協会が行っています。

○ 本事業には必ず参加しなければならないのか。

- ・ 県内の一般家庭等の負担軽減を図るため、多くの販売事業者の御参加をお願いします。

## 期間中の値上げについて

○ 公募要領I（2）では、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。

- ・ 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

## 申請手続について

○ 補助金交付申請をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請をしても、交付決定がなされない場合はあるのか。

- ・ 申請書到達から、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日としていますが、迅速に処理するよう努めます。また、補助事業者の要件を満たしていれば、原則、交付決定されます。（公募要領Ⅲ参照）

## 周知について

○ 本事業による値引きについて、一般家庭等への周知はどのように行ったらよいか。

- ・ 補助金センターから配布される周知用のリーフレットなどを使用して、値引きが記載された検針票や請求書の発行時まで（発行と同時も可）に一般家庭等への周知を行ってください。なお、販売事業者で独自に作成いただく場合でも、リーフレットの記載内容が漏れなく記載されていれば、補助金センターのリーフレットに替えていただくことは差し支えありません。

○ 液化石油ガス販売事業者が本事業に基づく値引きを行った場合、一般家庭等に対する値引きの事前通知はどのように対応すべきか。

- ・ LPガス料金の値引きを行ったときは、取引適正化指針（ガイドライン）により「遅くとも変更後の販売価格の適用が開始される日の前までに一般消費者等に対して通知する必要があります。」と規定されています。

しかし、本事業については、値引きの実施までの期間が短いことから、値引きが記載された検針票や請求書の発行時まで（発行と同時も可）に、補助金センターが作成するリーフレット等を活用して、一般家庭等に周知を行うことにより、取引適正化指針による通知は行ったこととみなされる旨、県に確認済みです。

○ 県民に対して、この事業はどのように周知されるのか。

- ・ 販売事業者の皆様を通じたリーフレット配付のほか、県がホームページをはじめとして、各種広報媒体（県広報番組やラジオ等）を通して広く県民に周知する予定です。

○ 一般社団法人栃木県LPガス協会から交付決定される前に、一般家庭等に対して値引きすることについて周知して良いか。

- ・ 原則としては、交付決定後に周知いただくことが望ましいですが、日程等の関係により、決定後に対応する時間がとれない場合は、決定前に周知いただいで差し支えありません。

○ 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者（旧簡易ガスみなし小売事業者を含む。））が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

- ・ 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

詳細については、関東経済産業局ガス事業課（048-600-0414）までお問い合わせください。

### 値引きの方法及びその表示方法について

○ 一般家庭等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。

- ・ 検針票や別紙などにより、少なくとも次のことを明示してください。

① 「第三次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業」による値引きであること

※ 検針票等に「とちLP割3」「とちLPわり3」と明示するなどでも可

② 値引き額

○ 自社独自の値引きを既に実施しており、それに県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。

- ・ 県事業による値引き分を区別できるように明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなどの対応をお願いします。

○ 使用しているシステムでは、「値引き額」を記載する欄がない。そのため、基本料金について値引き額を差し引いた金額で記入し、備考欄に「とちLP割3により、基本料金から1,500円（税抜）を値引きしています。」と記入することで対応してよいか。

- ・ 対応案で差し支えありません。基本料金が「とちLP割3」により変更になっていることが分かるように備考欄に必ず記載してください。

○ システム（ハンディ）で検針を行う場合、その場で値引きを行うことが困難である。そのため、4月検針票には値引きを記載せず、別途4月中に値引き処理を行う方法は認められるか。その場合、消費者への値引き結果の通知は5月検針時に検針票などに記載することとしたい。なお、4月料金の5月口座振替では、1,650円を値引きした金額が引き落としされる。（5月の検針票の記載例：「とちLP割3により、4月請求料金から金1,650円（税込）の値引きを実施しました。」）

- ・ 令和6年3月1日から4月30日までの間に実施した値引きが本事業の対象となるため、4月中に値引きが行われていれば対象となります。

なお、値引きを実施した際は、一般家庭等に対して、検針票及び別紙などにより、「とち LP割3により値引きしたこと」、「値引き額」を明示することとなっているため、5月検針時まで待たずに、別紙等で値引き内容の通知をしてください。ただし、対応が難しい場合、4月検針分に対する値引きの実施のお知らせが、5月検針票への記載となってもやむを得ません。

また、実績報告書提出時には、4月検針分から値引きされたことを確認するため、補助金センターが指定した10件程度を抽出して、4月検針票と5月検針票（又は値引きのお知らせをした書面）を提出いただきます。なお、提出いただいた書類で、4月の値引き後の金額が分からない場合は、追加の書類を求めることがあります。

### 間接補助事業の対象者について

○ 事業所が栃木県外にあるが、栃木県内の一般家庭等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。

- ・ 栃木県内の一般家庭等の値引きを行っていただいた販売事業者が対象となりますので、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

○ 経営努力により令和3年からLPガス料金の値上げを行っていない場合、本事業の対象にならないのか。

- ・ 令和3年以降と比較してLPガス料金が上昇していることを補助事業の対象者の要件としているため、事業者の経営努力により、一切の値上げを行っていない場合は、対象外になります。

### 対象の一般家庭等について

○ 値引きの対象者は。

- ・ 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等のうち、栃木県内でLPガスを消費する者になります。
- ・ 原則として体積販売で供給されている者を対象とします。質量販売については、使用場所を栃木県内に限定することが困難であるため、対象外になります。
- ・ 国又は地方公共団体により管理等が行われている施設（公的機関）は対象外になります。
- ・ 判断が困難な場合は、個別にセンターまで御相談ください。

○ コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

- ・ 対象になります。

○ 公的機関は対象外と記載されているが、役所などが民間委託している所などの整理はどうか。

- ・ 支払原資が税金であれば対象外になります。例えば、公民館などで住民が支払っているのであれば、対象になります。

○ 駐在所の警察官など、建物は公共の建物だが、契約者は私人のような場合は、本事業の対象になるのか。

- ・ 対象になります。

○ 事業所などで使用されるLPガスも本事業の対象に含まれるのか。

- ・ 本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

※ 生産設備等の用途に対する販売は、高圧ガス保安法が適用されますので、本事業の対象になりません。

○ 農産物を栽培するビニールハウスにLPガスを供給しているが、本事業の対象になるか。

- ・ 農産物を栽培するビニールハウスへの供給契約は、本事業の対象外になります。

本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業用であっても、用途が、冷暖房用などであれば対象になりますが、ここで言う「冷暖房用」とは、人間のためのものに限り、農産物の栽培のためのものは含まれません。

なお、農産物の栽培等に供するLPガスの販売は、高圧ガス保安法が適用されます。

○ 同一の一般家庭等が複数の契約（メーター）をしている場合、値引きはどのように行うべきか。

- ・ 契約（メーター）ごとに、値引きの対象となります。

○ 3月に新規契約した一般家庭等に対して、本事業による値引きを行うことは可能か。また、可能な場合、対応はどのようにしたら良いか。

- ・ 原則、令和6年3月1日から4月30日に新たにLPガス供給を契約した一般家庭等は本事業の対象外となります。

ただし、令和6年3月1日から3月31日までの新規契約にあつては、従前の契約で本事業による値引きを上限額まで受けていない場合、その差額について値引きを行うことが可能です。

なお、値引きを行うことが可能か否かは、次の方法により御確認ください。

○契約者に対して、従前の住所を口頭で確認

- ・ 県外の場合は、値引き可能
- ・ 県内の場合は、従前の契約の検針票等を確認し、値引きを上限額まで受けていない場合は、その差額分まで値引き可能。検針票等がない場合は、契約者に対して、従前の販売事業者への検針票等の値引きの事実が分かる書類の再発行手続きを御案内ください。検針票などで確認ができない場合は、値引きができませんので、御留意ください。

## 実績報告について

○ 販売事業者の事務が複雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

- ・ 補助金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。最小限のものとしておりますので、御協力のほどお願いします。

できる限り簡素化するとともに、既存資料の活用も可能な限り認めることとしておりますので、必要に応じて個別に御相談ください。

○ 実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「①氏名など個人が識別できるもの」とあるが、同姓同名の場合や同じ会社名なども想定されるが、住所なども記載したほうがよいか。

- ・ 住所は可能であれば記載いただきたいと思います。既存システムなどを活用する場合、住所が入らないものもあるようですので、住所は必須事項としておりません。なお、同姓同名の場合など、個人の識別が困難な場合は、備考欄などに分かるように記載してください。また、システムで住所も出力ができる場合は、備考によらず、これを提出いただくことは差し支えありません。

○ 3月中に新規契約した一般家庭等について、実績報告書の添付書類（一覧表等）の備考欄にどのように記載すべきか。また、値引き後に、3月中に契約解除となった場合は、備考欄にどのように記載すべきか。

- ・ 新規契約した場合は、次のことを記載してください。
  - ① 3月に新規契約したこと
  - ② 従前の販売事業者名
  - ③ 従前の販売事業者による値引き額
- ・ 契約解除となった場合は、「3月に契約解除したこと」を記載してください。

## 補助金の支払いについて

○ 2回に分けて値引きを行った場合、都度補助金の支給を受けることができるか。

- ・ 最終の値引きを実施後、まとめたの支払いとなるため、都度の支払はできません。  
ただし、値引き実施後まとめたの支払いでは値引きの実施が著しく困難である場合は、値引きに要する額の一部を前もって支払う概算払いの制度もありますので、交付申請時に補助金センターへ御確認ください。（公募要領VI（3）参照）

## 補助金額について

○ 販売事業者に対する事務費として一般家庭等1件あたり50円（上限5万円、下限5千円）があるが、郵便費用や値下げ事務に係る経費を考えると、かなり厳しい金額である。どのように算定したのか。

- ・ 説明会への出席や申請書の作成、検針票への入力、報告書の作成などの事務に要する時間や人件費単価などを基に県が算出、設定した額です。  
なお、LPガス料金の消費者支援は、販売事業者にとって消費者サービスの向上の一面もあることを考慮し、事務に要する経費は一部助成とされています。

○ 1,650円（税込）で値引きを行うが、なぜ、補助金は消費税率（1.1）で割り戻した金額が支払われるのか。

- ・ 値引き額1,650円（税込）の内訳は、LPガス料金1,500円とそれに対する消費税150円になります。このうち、LPガス料金1,500円は販売事業者の売上が減ることになるため、補助金として交付します。  
消費税150円については、売上減になりますが、一方で、LPガス料金1,500円の売上が減少しているため、その分の消費税150円の納税義務がなくなりますので、消費税分は県の補助対象額には含まれません。  
なお、県からの補助金収入については、消費税の課税対象外となります。